

# 給与などの状況

町職員の給与などの実態を、町民の皆さんに広くご理解いただくため、今月号では、横芝町における職員並びに特別職の給与等の状況をお知らせします。(平成15年4月1日現在)

## 7 職員手当

区分	横 芝 町				国	
扶養手当	・配偶者 14,000円 ・配偶者以外の扶養親族 ① 2人目まで 1人 6,000円 ・配偶者が扶養外である場合 1人目 6,500円 ・配偶者がいない場合 1人目 11,000円 ② 3人目から 1人 5,000円 ③ 16歳～22歳までの子 1人 5,000円加算				同 左	
住居手当	・借家の場合…家賃が12,000円を越える場合に限り家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ・持家の場合……………4,300円				・借家の場合…同 左 ・持家の場合…1,000円(新築・購入後5年間2,500円)	
通勤手当	・定期代等…40,000円までは全額支給、それを超える部分は5,000円を限度に半額支給 ・乗用車等を使用する場合…距離に応じて2,000～20,900円を支給(最低距離2km)				・定期代等…45,000円まで全額支給、それを超える部分は5,000円を限度に半額支給(1ヶ月定期券代を毎月支給) ・乗用車等を使用する場合…距離に応じて2,000円～20,900円を支給	
期末・勤勉手当(平成14年度支給割合)	区分	期 末	勤 勉	計	同 左	
	6月期 12月期 3月期 計	1.45月分 1.55月分 0.50月分 3.50月分	0.60月分 0.55月分 — 1.15月分	2.05月分 2.10月分 0.50月分 4.65月分		
・職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有						
退職手当	区 分	自己都合	勸奨・定年	勸奨・定年		
	支 給 率	勤続20年	21.00月分	34.65月分	28.875月分	
		勤続25年	33.75月分	44.55月分	同 左	
		勤続35年	47.50月分	62.70月分		
		最高限度額	60.00月分	62.70月分		
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)				
退職時特別昇給	勸奨退職 1～2号給		1号俸			

(注)退職手当の支給率は、千葉県市町村総合事務組合の退職条例で決められています。  
 ※期末・勤勉手当の支給割合は、平成12年度に0.2月分、平成13年度、平成14年度にはそれぞれ0.05月分、前年度から引き下げられています。

調整手当	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成14年度決算)
	全 域	3%	全 職 員	124,241円

特殊勤務手当(平成14年度決算)普通会計	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		54.0%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		4,688円
	手当の種類(手当数)		8種類

時間外勤務手当(平成14年度決算)普通会計	支 給 総 額	
	支 給 総 額	14,073千円
	職員1人当たり支給年額	127千円

## 8 特別職の報酬等

区分	報 酬 等	期 末 手 当
町 長	771,000円	(平成14年度支給割合)
助 役	632,000円	6月期 2.05月分
収入役	586,000円	12月期 2.10月分
教育長	562,000円	3月期 0.50月分
議 長	271,000円	計 4.65月分
副議長	233,000円	
議 員	215,000円	

(注)特別職の報酬などは、横芝町報酬等審議会の答申を受けて「特別職の職員の給与に関する条例」で定められており、現在の報酬等の月額は、平成7年4月1日から適用されています。

## 9 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分	定員適正化計画(H13年～H17年)	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成14年	平成15年		
一般行政部門	2	109	106	△ 3	退職不補充による減
教育部門	△ 2	30	28	△ 2	
公営企業等部門		11	11		
合 計	0	150	145	△ 5	

### 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の内訳

区 分		職 員 数			対前年増減数		
		平成13年	平成14年	平成15年	平成13年	平成14年	平成15年
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	2			
	総 務	28	29	27		1	△ 2
	税 務	9	9	9			
	民 生	33	34	33	△ 4	1	△ 1
	衛 生	10	10	10	1		
	農林水産	10	10	10			
教 育 部 門	商 工	1	1	1			
	土 木	14	14	14			
教 育 部 門		30	30	28			△ 2
公 営 企 業 等 部 門		11	11	11	4		

(注)公営企業等部門は、介護保険、国民健康保険および老人保健です。